

あの映画「おくりびと」
を小郡市で上映!



© 2008 映画「おくりびと」製作委員会

- 日時 9月12日(土)
- 開場 午前9時40分
- 第1回 午前10時〜午後0時10分
- 第2回 午後1時〜3時10分
- 第3回 午後4時〜6時10分
- 場所 小郡市文化会館大ホール
- 定員 各回620人(当日先着順)
- 入場無料・申し込み不要
- 日本語字幕付き

アカデミー賞外国語映画賞を受賞した「おくりびと」を、左記により上映します。

これは、福岡法務局の久留米・朝倉・吉井・柳川・八女の各支局とその管内の市町村と人権擁護委員で組織された久留米地域人権啓発活動ネットワーク協議会が、人権啓発活動地域活性化事業の一環として行うものです。

人は誰でも死を迎えます。「おくりびと」は、亡くなった人があの世へ向かう「安らかな旅立ちのお手伝い」をする納棺師を主人公にして描かれています。

人それぞれは尊厳を持った存在で、かけがえない人生や家族があり、亡くなったからといって、「穢れている」とか「清めなければならぬ」というようなものではありません。ですから、その亡くなった人の尊厳を守り、人生の最期を見送る納棺師の仕事は、遺族から感謝されるものであっても、差別されるものではありません。

わたしたちが、死や葬式を縁起が悪い、不浄なものとして忌み嫌い、それに関わる人を排除しようとする根底には、「ケガレ意識」があります。この「ケガレ意識」が今日の差別や偏見等の人権問題と深く関わっています。

この映画「おくりびと」は、私たちが持つ職業観や人生観について考えさせるとともに、人と人とのつながり、家族の絆、生きることの大切さを教えてくれます。

6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員とは、法務大臣の委嘱を受け、市民の人権を守るための活動をしている民間のボランティアの人たちです。現在、約1万4千人の人権擁護委員が全国の市町村に配置され、人権について中立・公平な立場で法務局と連携し啓発活動を行っています。小郡市でも7人の人権擁護委員が活動されています。

人権擁護委員の活動内容

その1 人権相談

① 常設人権相談

福岡法務局久留米支局および久留米人権擁護委員協議会(久留米市や小郡市などの人権擁護委員で組織された団体)では、面接および電話であらゆる人権相談を受け付けています。

▼相談日 土曜・日曜・休日以外の午前8時30分〜午後5時15分

▼会場 福岡法務局久留米支局(久留米市城南町2-1-5 ☎39・2121)

② 特設人権相談

▼相談日 毎月第3金曜日の午前10時〜午後3時

▼会場 人権教育啓発センター(小郡市小郡296 ☎80・1080)

6月は、「人権擁護委員の日」に併せて6月1日に開設しています。

次回の特設相談日は7月17日(金)です。予約は不要です。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

その2 人権啓発活動

① 人権週間

毎年12月4日〜10日までの1週間を「人権週間」と定め、広く国民の皆さんに人権尊重の大切さを呼びかけています。本市では、ニュースカーによる広報活動や講演会の開催に取り組んでいます。

② 人権の花運動

人権擁護委員が地元の小中学校等に出向いて「ひまわりの種」を配布しています。子どもたちが協力しあって育てることを通じて、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」などの人権尊重思想をはぐくむことを目的とします。

③ 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生が、人権問題をテーマに作文を書くことを通じ、豊かな人権感覚を身につけることを目的とします。

④ 人権教室

主に小学生、幼稚園児などを対象に、人権の花運動の際の学校訪問や、総合学習の時間等を利用して、啓発ビデオや啓発冊子、人権擁護委員が作成した手作り紙芝居などを使用し、思いやりの大切さなどを伝えていきます。

その3 人権侵害被害者の救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告等を受けて、救済手続を開始します。人権擁護委員は、法務局職員と協力して、情報の収集、人権侵犯事件の調査、処理に当たります。また、調査の途中で、当事者の主張や利害を調整し、事案の円満な解決を図ることも行います。

●問い合わせ先 人権・同和対策課 ☎72・2111 内線432